

## 読替え後の「大阪外国語大学学位規程」

平成17年3月24日  
全部改正

最近読替改正 平27. 4. 9

(趣旨)

**第1条** この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、大阪大学（以下「本学」という。）が本学と大阪外国語大学との統合の際大阪外国語大学に在籍していた学生（以下「旧課程の学生」という。）に対して授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位及び専攻分野の名称)

**第2条** 本学が旧課程の学生に対して授与する学位は、学士及び博士とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「言語・文化」を付記する。

3 博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称として「言語文化学」、「国際学」又は「学術」を付記する。ただし、日本語・日本文化特別コースにおいては、専攻分野の名称として「日本語・日本文化」を付記する。

(学士の学位授与の要件)

**第3条** 学士の学位は、国立大学法人大阪大学組織規程の一部改正（平成19年10月1日施行）附則第4項（大阪外国語大学の教育課程の履修等に関する経過措置）の規定に基づく読替え後の大阪外国語大学学則（以下「学則」という。）第4条第1項の規定に基づいて本学に置く旧外国語学部を卒業した者に対し授与する。

### 第4条 削除

(博士の学位授与の要件)

**第5条** 博士の学位は、学則第5条第1項の規定に基づいて本学に置く旧大学院言語社会研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に対し授与する。

(学位の名称使用)

**第6条** 学位を授与された者は、当該学位の名称を用いるときは、学位の次に「大阪大学」を付記する。

(学位簿への登録及び学位授与の報告)

**第7条** 総長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録するとともに、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位の取消)

**第8条** 学位を授与された者が、不正な方法で学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、旧外国語学部教授会又は博士後期課程委員会の意見を聴いた上、教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により、当該学位を取り消すことがある。

(学位記の様式)

**第9条** 学位記の様式は、別記様式第1号及び別記様式第3号に定めるところによる。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、本学が旧課程の学生に対して授与する学位に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

